

**峡東地域広域水道企業団水道施設運転管理等業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

峡東地域広域水道企業団水道施設運転管理等業務委託について、次のとおり公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。参加を希望する者は、プロポーザル参加申込書（別紙様式第１号）に必要書類を添付のうえ、提出すること。

第１ 委託業務概要

（１）委託業務の名称

峡東地域広域水道企業団水道施設運転管理等業務委託

（２）委託業務の場所

山梨県山梨市牧丘町杣口２１３５地内 杣口浄水場他２８カ所

（３）履行期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日

（４）委託業務の内容等

峡東地域広域水道企業団が管理する取水施設、浄水施設、排水処理施設、場外施設（減圧施設、増圧施設、受水施設等）、管理施設の運転管理及び維持管理

第２ プロポーザルの参加募集等

業務委託に係るプロポーザルの実施について、峡東地域広域水道企業団公式ホームページ及び山梨市・甲州市・笛吹市公式ホームページ、山梨建設新聞にて公表し、プロポーザルに参加する事業者を募集するものとする。

第３ 参加資格要件

プロポーザルに参加できる事業者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有することが明らかであり、次の要件をすべて満たすこと。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- （２）本件にかかる公告日から受託事業者決定までの間に、峡東地域広域水道企業団及び山梨市、甲州市、笛吹市の指名停止基準に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は第２条第６号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

- (6) 国税・地方税の滞納がないこと。
- (7) 平成24年4月1日以降において、2年以上継続して、国内の水道事業又は水道用水供給事業における、浄水処理能力が5,000m³/日以上急速ろ過方式による浄水場の運転管理業務委託の元請での委託履行実績を有すること。
- (8) 水道法第24条の3に規定する受託水道業務技術管理者の資格を有し、峡東地域広域水道企業団水道施設運転管理等業務委託の業務総括責任者として専任できること。

第4 参加申込み手続き等

プロポーザルに参加を希望する者は、次により申し込みを行うこと。

(1) 提出書類及び提出部数

- ア プロポーザル参加申込書（別紙様式第1号）1部
- イ 添付書類
 - ・法人の登記簿謄本
 - ・運転管理従事者の数、水道技術管理者の数
 - ・本要領第3の(7)の参加資格を満たす浄水場運転管理業務の受託実績を示す契約書の写し
 - ・市税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(2) 参加申込手続き

- ア 申込方法 持参又は郵送（8月31日（月）午後5時必着）
- イ 申込期間 令和8年8月12日（水）から令和8年8月31日（月）（20日間）
午前9時から午後5時まで（土日曜日、祝祭日を除く）
- ウ 受付場所 峡東地域広域水道企業団事務所（杣口浄水場）
（〒404-0002 山梨県山梨市牧丘町杣口2135番地）

(3) 提出様式

令和8年8月12日から令和8年8月31日までに、企業団のホームページより文書等データファイルをダウンロードすること。通信環境等の問題でダウンロードできない場合は、企業団にてコピーするので、あらかじめ次の担当まで電話連絡のうえ、CD-Rを持参すること。

(4) 担当

峡東地域広域水道企業団 施設管理担当
電話 0553-35-4391 FAX 0553-35-3609

第5 資格審査及び審査結果の通知

峡東地域広域水道企業団事務局にて、参加申込事業者から提出されたプロポーザル参加申込書及び添付書類を基に、参加申込事業者の参加資格を審査し、審査結果を通知する。

- (1) 資格審査の結果、参加申込事業者が参加資格を有しないと認められる場合は、プロポーザル参加資格審査結果通知書（別紙様式第2号）を送付し、その旨を当該参加申

込事業者に通知する。

- (2) 参加資格がないと認めた詳細な理由説明を求める場合は、プロポーザル参加資格審査結果通知書に記載されている期日までに、企業団企業長宛ての書面（様式は自由）を、企業団事務所に持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 詳細な理由の説明は、参加資格が無いと認めた理由について詳細な理由の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面より回答する。

第6 現場説明会、プロポーザル提案書（別紙様式第10号）の提出

資格審査の結果、参加申込事業者が参加資格を有すると認められた場合は、当該プロポーザルに参加する資格を有する事業者に対し、プロポーザル参加要請書（別紙様式第3号）を送付し、プロポーザルへの参加、現場説明会への出席とプロポーザル提案書（別紙様式第10号）の提出要請を行う。

現場説明会の日時は、令和8年9月4日（金）を予定する。

プロポーザル提案書はプロポーザル提案書記載要領に基づいて作成すること。プロポーザル提案書の提出期限は令和8年10月7日（水）午後5時必着とする。プロポーザル提案書の提出後、ヒアリングを実施する。

第7 実施方法

(1) 資格審査

資格要件について、プロポーザル参加申込書及び添付書類の書面審査を行い、プロポーザル参加資格事業者を選定する。

(2) プロポーザル審査

資格審査を通過した者について、審査委員会がプロポーザル提案書のヒアリングを行い、受託候補者を選定する。なお、ヒアリングの詳細については、別途通知等を行う。

第8 審査結果について

審査委員会の審査結果については書面により通知する。なお、審査結果に対する問合せや異議を申し立てることはできない。

第9 契約について

- (1) 企業団と受託候補者は、契約金額を含む契約条件についてプロポーザル提案書に基づき協議を行い、契約を締結する。
- (2) 受託候補者と協議が整わない場合は、次に評価合計得点が高かった者から順に協議を行う。

第10 その他

プロポーザル参加申込書及びプロポーザル提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。